

平成24年度福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会

第2回条例委任検討部会議事録

日 時：平成24年5月21日（月） 18：00～19：45

場 所：本庁15階 1503会議室

参加者：委 員 8名

事務局 3名 合計 11名

議事

（1）介護サービス事業等にかかる基準の検討項目案について

事務局から、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会第2回条例委任検討部会を開催にあたり、委員数9名中8名が出席で、定足数である過半数を超えているため、高齢者保健福祉専門分科会運営要綱第2条第4項の規定により、本会が成立しているとの報告あった。また、情報公開条例に基づいて、本部会は原則公開となっている旨の報告あった。

第2回目条例委任検討部会の審議に入る。

次に資料1～4に基づいて事務局から説明があった。

なお、質疑、意見等の内容は次のとおりである。

部会長：1回目の意見募集で各事業所等から出された意見を踏まえ、検討項目案について、もう少し輪郭をはっきりした上で、再度事業所に尋ねることになると思う。この部会が条例を作成する枠組みを示すことになるであろうから、まず検討項目案から検討していきたい。

副部会長：基本的なことを尋ねるが、条例案になった場合に、例えば「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が、イメージとしては「福岡市の養護老人ホームの設備及び運営に関する条例」という名前に変わるのか。ここで、変えられた部分以外は、基本的に厚生労働省令のように難しい言葉が並んだものがそのまま条例になるのか。

事務局：そういうイメージを持っていただければと思う。条例は法律用語を使うことになる。ただし、同じ項目でサービスによって表現内容が異なっている部分を調整することはあり得ると考えている。

副部会長：基本的に素人には言葉が難しい。変えるわけにはいかないだろうが、表現を平易にする等もう少し分かりやすくなるよう工夫しなければと思う。検討項目

案で、社会福祉法人減免というのはどういうものなのか。

事務局：特別養護老人ホーム等を運営している社会福祉法人が、一定の所得の少ない人について、基本的には25%程度、利用料に限らず、居室使用料や食費等を減免する制度がある。

ただし、国の制度は強制ではないため、市内でも実施していない社会福祉法人もある。所得の少ない人がより利用しやすいという観点からは、ぜひ実施していただきたい制度である。ただ、国では強制していないものを条例に盛り込むことの是非についてご検討いただければと考えている。

部会長：社会福祉法人の場合は、税制面でかなり優遇されており、その優遇された分について、利用者や社会に還元する部分を確保する制度である。例えば、施設をつくる際の不動産取得に係る減免や、所得税などがあり、その剰余金で、できるだけ社会福祉法人減免を行って欲しいということである。

かつては、老人保健施設等の場合、社会福祉法人系の老人保健施設と医療法人系の老人保健施設が、課税と非課税で分かれており、その分、利用者の10%は低所得者を入所させるということをやりと細かくやっていた。介護サービス事業所関係の設備や人員等の基準は、各種事業毎では、一貫して整合性があるが、横のつながりで違う部分があったりもするので、今回、少し整理をしていく部分もあると考える。

委員：資料3の検討にあたっての基本的な考え方の2で、「従うべき基準を変更する場合は、介護報酬に関わらない軽微な変更にとどめる」という方針とされているが、人員配置については、職員の配置、看護職員の配置、先程の減免の問題、入浴の回数の問題等々、経営的なものに影響がある内容になる。次回では、基準以上に加配している施設等もあると思うので、その実情を説明していただきたい。かなりの施設等が今の介護報酬の中でやれているのか、やはりやれていないのか、その辺の手がかりにはなると考える。

事務局：人員の配置で、3対1を2対1にする場合だと、基準を満たしている施設等が多いが、数カ所、現実問題として2を超えているところがあったと思う。

委員：そういう場合は、逆に3にはできるのか。また夜間の看護師はどうか。

事務局：夜間に看護師を配置しているところはほとんどない。施設規模が大きい施設は、配置できる場合もあるが、定員100人規模では配置基準は常勤換算3である。夜間に看護師を1人配置する場合は、10数名を確保しなければならない。

部会長：例えば、特別養護老人ホームは夜間の配置は義務化されていないので、医療的な対応が必要な場合、夜勤の介護職員が看護師に電話して対応を相談するとい

うことになる。そういう点では看護師も大変である。

委員：医療措置の必要な人が特別養護老人ホームに入るケースが増えているという状況の中で、ここをどう考えるかが1つのポイントにはなる。看護職員の夜間配置の検討はそういうことから上げているのか。

事務局：意見募集で出された意見を検討項目として上げている。

介護報酬を変更しないことを前提に看護職員を増員することは厳しいということであれば、そういう意見をこの部会でいただければと思う。

当然利用者側からすれば、サービスが向上するに越したことはないと思うが、一方で介護報酬は変えない部分がある。

委員：介護職員にとっても、看護師がいることは大変心強いと思うが、事業者側からは介護報酬が上がらずに看護師を増員するということは、非常に厳しい話になるということか。

部会長：現実的には、そういうことになる。

事務局：その辺もこの場で議論していただいた中で、この検討項目案の中で残すなり、落とすなりしていただきたい。

部会長：総論的に考えれば、スタッフを増やすことはサービス向上につながるが、それには当然お金が絡むので、難しい話である。

例えば、介護職員の場合、新規の施設等は公募で選ばれており、3対1を十分に満たした内容となっているが、経営的な観点では、人件費の面から新規採用の人であれば結構雇うことができる。部会でどう整理していくかが大きな問題である。

委員：検討項目案の設備基準で「バルコニーなどの設置」について、2階以上の建物の場合はバルコニーや外階段の設置を検討することになっているが、条例化した場合、既存の建物にバルコニーがない場合は2階以上に必ず作れということになるのか。

事務局：平成25年4月1日以降に新築あるいは建替えをする場合に適用することで考えている。

部会長：どちらにしろ、昭和50年代につくられたものは昔の基準でもあり、建替えていかないといけないので、もし条例化されたとすれば対象になる可能性が高いだろう。

事務局：この基準については、厳しいと思われるかもしれないが、実際、今の特別養護老人ホームやグループホームを開設する際の公募の要件としているため、検討項目案に上げている。

副部会長：附則に経過措置を設け、何年以降に計画しているものには適用するという
とか。

事務局：整理としては、そのような形になる。

部会長：バルコニーをつくるということは、それだけ工費がかさむが、例えば緊急時の
避難スペース等を考えれば、ないよりはあった方がいいし、色々なゆとりとい
う分も含めて、あるに越したことはないという意見もある。ただ、新規や建替
えの際に付設していくという感じになる可能性が高いのではなかろうか。

委 員：検討項目案の「福祉避難所の設置」はどういうところを想定しているのか。

事務局：福祉避難所は、大規模な災害において、通常の避難所に長期間いるとADLが
落ちる可能性があることから、要介護度が要支援2よりも軽い人が入所する避
難所で、現行では特別養護老人ホームと協定を結んで設置している。

要介護1以上であれば、大災害があれば短期入所も含め特別養護老人ホーム等
への介護保険サービスでの利用を考えている。福祉避難所とは、要支援の人ま
たはそれに近い状態の人を対象に設置する避難所である。今後特別養護老人ホ
ームを開設するところには協力をお願いしたいと考えている。

副部会長：バルコニーの設置は福岡市が新規施設において取り組んでいるので、入れた
いということか。

事務局：そうである。

副部会長：検討項目を、意見として出たため掲載しているものと、福岡市が施策として
取り込みたいものと、各自治体で検討しているものと、そのパターンでそれぞ
れの項目を挙げた根拠などで整理してはどうか。

バルコニーの設置は福岡市の施策だと分かった。全国的な傾向だから福岡市も
やっているのかと思ったら、必ずしもそうではないということなので整理して
示してほしい。また、他自治体が他にもどういう項目を検討しているか分かる
か。

事務局：各自治体、横一線で検討しており、最終的に条例の内容を見ないと分からない。
検討の過程での項目を調査して情報収集している状況である。

副部会長：福岡市がこれを出すと、他自治体も参考にする可能性があると思う。

事務局：東京都は今年の2月議会で特別養護老人ホームと介護老人保健施設の条例が成
立しており、6月に介護療養型医療施設を上程すると聞いている。他には、山
口県が6月に議会に条例を上程すると聞いている。9・12月に議会に上程す
るところがほとんどで、傾向は分からない状況である。

副部会長：看護職員の夜間配置は無理だが、意見募集だから無理な意見も一応聞くとい

うことか。

事務局：始めからできでない項目であれば削除していただきたい。これに載せて意見募集をすれば、同様の意見が出てくると思われるが、それが介護報酬に絡まずできるのであれば項目として上げるべきである。ただ、実際にパブリック・コメントで意見募集をした場合に、事業者から反対意見が出ると考える。

整理としては、検討項目案を上から説明すると、

- ・「暴力団の排除」については、検討している自治体も多々ある。
- ・人員配置の3項目については、今回の意見募集で出た意見である。「生活相談員の資格要件」の明確化については、他自治体でも検討されている。
- ・「施設における廊下幅要件」については、他自治体でも検討されている。廊下幅の基準の緩和を一定の消防設備等を考慮した中で認める方向で検討している自治体も多い。
- ・「浴室、トイレの構造」については、意見募集で出た意見である。
- ・「介護老人福祉施設の設備規定」の汚物処理室については、介護保険法と老人福祉法の規定の統一を図るものである。
- ・「利用定員」の緩和については県から依頼があったもので、福岡市、久留米市、北九州市で足並みをそろえて検討することで考えている。
- ・「特別養護老人ホームのユニットの定員」は、全国的に検討されている。
- ・「特別養護老人ホームの居室の定員」は、多床室が一定程度必要ということで全国的に検討されている。
- ・「多床室におけるプライバシーの配慮」は一部自治体で検討されている。
- ・「送迎車両の規定」，「認知症対応型通所介護との相互利用の要件の緩和」については意見募集で出た意見である。
- ・「非常災害対策」と「サービスの取扱方針」，「介護支援専門員の責務」については、他自治体で検討されている。
- ・「介護における入浴回数」については、他自治体で検討されている。
- ・「社会福祉法人減免」と「福祉避難所の設置」については、事務局が提案したものである。
- ・「介護老人保健施設の入退所」については、一部の自治体で先行して検討されている。
- ・「サービス提供記録等の保存期限」については、検討している自治体が多い。
- ・「内容及び手続きの説明及び同意」，「苦情処理」，「研修機会の確保」については、一部の自治体で検討されている。

・「事故発生時の対応」は、意見募集で出た意見である。

部会長：もう一度枠組みを少し整理した形で、また資料も整えて、再度意見募集をする
と、これ以外の項目も出てくる可能性が高い。基本的な進め方としては、福岡
市内の事業所から、意見をまず行政にボトムアップで出していただく。それか
ら、事務局が作業する中で、政令市や県等から情報収集を行いながら、意見募
集以外の部分で、行政としての考え方が出てくる部分もある。その辺を踏まえ
て事務局で整理していただき、この部会で条例化していく上での論点を整理し
ていくことになる。

委 員：検討項目案の「認知症対応型通所介護との相互利用の要件緩和」については、
これは当然介護報酬絡みで、一つは地域密着型、一つは介護保険施設になるの
で、その辺がいかかなものかを感じる。

また、「施設系短期入所の定員の遵守」について、やむを得ない事情の明確化
ということだが、現行法令は災害、虐待、その他やむを得ない事情がある場合
にはこの限りでないと書いているが、ここは曖昧にした方がよいと思う。今回
私も東日本震災等で現地へ行ったが、色々な場合が出てくるので、柔軟な対応
が求められると思う。明確にすることにより逆に弊害が起こる可能性もあるの
と考える。

また、「介護老人保健施設の入退所」について、地域包括支援センターとの連
携だが、項目を上げることにより、地域包括支援センターが何をするのかとい
うことも出てくるので、地域包括支援センター運営協議会等と連携を図りなが
ら、これに関してどういう役割を持つのか検討しないといけない。

「内容及び手続の説明の同意」について、現行法令ではサービスの開始に利用
申込者の同意を得なければならないとなっている。現在も、この同意について
は文書等でとられていると思うが、項目に上げるということは、現状は文書で
とっていない事業所もあるのか疑問に思ったので、ここは義務化という形で入
れた方がよい。

部会長：一つ一つ個別的なことをいうと、色々な意見は出てくるとは思うが、個別的に
は次回以降考えていく必要はあると思う。

委 員：個別の内容は、次回の部会で議論するという認識でよいのか。

事務局：そのとおりである。

部会長：枠組みを作る中で、出ている意見を踏まえ、また視野に入れて検討していかな
くてはならないということの一つの具体的な例示と考えていただきたい。

事務局：こういう例示を挙げることにより、他に意見が出てくるのではないかと考える。

部会長：例えば、加配の問題は、結局誰が考えても、スタッフを充実させた方がいいと思うのは当然だが、その財源はどこで確保するのかという問題にもつながってくる。その面で、意見が出されているということは、具体的に考えていく上で重要な資料になるだろうと考えるべきだと思う。

事務局：2回目の意見募集では、検討に当たっての基本的な考え方を示して意見を募集したいと考えている。介護報酬の変更を行わない等前提を示さなければ、対応できない様々な意見が出されることが懸念されるため、この考え方は明確に出させていただく。

委員：検討項目案の人員基準もこのまま出すのか。

事務局：この検討項目案については、意見募集で出された意見を漏れなく上げているが、部会長からも話があったとおり、スタッフが多くいた方がいいのは当然で、検討項目案として出した場合、賛成されるのは自明の理かと思うが、一方では介護報酬の変更は行わないという基本的なスタンスがある。検討項目案を出した場合に、賛成だが明らかに介護報酬の引き上げにつながり、かえって議論を巻き起こすならば、部会の意見も踏まえて整理したい。

部会長：資料3の検討に当たっての基本的な考え方で、項目として3つ示している。これについてどのように考えていけばいいのか、もう少し率直な意見を出していただきたい。

委員：検討項目案をこのまま提示するのだが、設備基準、運営基準に関してはこのまま出して、人員基準の看護職員の夜間配置に関しては、かなり意見が出る可能性があると思う。看護師の夜間配置を検討できれば一番いいが、介護職員が現場で一番不安に思うのは、何かあったときのシステムが施設できちんと構築されているかどうかである。万が一、看護師を配置したとしても、そのシステムができ上がっていない施設であれば、その看護師の心理的負担はかなり大きく、配置をしても入居者のためにはならないというところから、今回夜間配置という形で出すのではなく、その仕組みをきちんとつくるよう提示をしてもいいのではないかと感じた。

委員：介護報酬の変更は行わないというのは、お金が伴うことなのでわかる。しかし、今回各自治体が条例制定する中には、介護サービス事業等の人員も入っている。こういう事情で介護報酬の変更は行わないということを、きちんとわかるように示しておかないといけないのではないか。いきなり、介護報酬についての3つの考え方を示すだけでは、納得されないのではないか。

部会長：お金が伴う問題があり、介護報酬に上乘せするような部分を条例化していくと

ということについて、被保険者からどれだけ理解が得られるのかという問題もあると思う。しかし、別枠で介護報酬の上乗せ分を出せるかというと、今の経済状況では行政もできない部分があるので、そこが問題である。国が別途対応するということはあり得ないだろうから、悩ましい部分ではある。

委員：単純に考えて、介護報酬を変えずに人員だけ増やすということは、それだけ人件費が膨らむということになる。経営を圧迫するだけではなく、従業員の給与水準が下がることも考えられるので、かなり慎重に議論しなければいけないと思う。

副部長：1回目の意見募集で意見があまりにも少なかったから、再度募集するわけで、この基本的な考え方の3項目ではよく分からないとすれば、条例制定に当たり、広く意見を伺うためのたたき台で、意見を受けても反映できないものもある等と記載しておけばよいのではないかな。

例えば、意見募集により意見が出たため、機械的に書いているだけであるとか、又は、前回意見募集で出された意見については、今回の検討項目案には載せていないとか、前回と今回の分を合わせて、部会で検討するなど、取扱いが困難な人員基準は削除してはどうか。前回意見が出た分はここに載せていないが、そのかわり福岡市で考えた検討項目をたたき台として示したということだけで出して、意見については検討からは排除しないこととすれば、事務手続上はいいかと思う。

部長：福岡市が考えたということではなくて、私ども部会が考えたということでも示していかないといけない。

副部長：できるだけ多くの項目を出すために工夫するならば、検討項目に、様々なものが混在しているので、整理をした方がいいのではないかな。前回意見募集意見の30程度の意見では少し寂しい。おそらく実務的に言うと、まだ色々あると思うので、それをいかに出してもらおうかだと思う。

部長：厚生労働省の介護保険部会等で報酬に反映されるような意見は、各種団体から多く出る。ところが、今回募集するのはどちらかというと守らなくてはならない基準なので、自分の首を絞める部分があり意見が出にくいところがある。ただ、せっかく福岡市の条例をつくるので、当然事業所として守ってほしいということを入れておくと、利用者にとっていいサービスを提供することにつながり、また、事業所も評価されるようなことにつながっていくという部分をつくっていかないといけない。その辺を整理をしていかないといけないと思う。検討に当たっての基本的な考え方を示すことで、意見の出し方もまた少し違っ

てくるだろうと考える。

まず、介護報酬の変更を行わないという記載をするということについてはいかがか。

委員：色々な方向から考えなくてはいけないと思うが、まず利用者の自己負担も増えることと、保険料にも反映することと、万一変更した場合に、国の介護報酬との差額分をどうするのかということ等、様々な問題が生じるため、現実的にはこの変更は難しいのではないか。

部会長：おそらく、この介護報酬は、厚生労働省が高等数学を駆使して算定したものでろう。介護報酬の変更は行わないということで、1回示すという進め方でよろしいか。

各委員：異議なし。

部会長：2つめ「従うべき基準は、基本的に変更しない」についていかがか。変更する場合は、介護報酬にかかわらない軽微な変更にとどめるということによろしいか。

各委員：異議なし

部会長：3つめ「参酌すべき基準を重点的に検討する」について、簡単に言えば、参酌にすべき基準ということは、ある程度裁量を与えられた部分で、福岡市の独自基準を設けることが可能であるという解釈なので、この3つを示して、事業所の意見をぜひ積極的に出してもらおうということである。おそらく、事務局が色々検討しているので、案としては色々持っているだろうとは思いますが、現場の率直な意見を出してほしいので、できる限り検討していくというのが当然必要になってくる。3つめも承認いただければと思うが、いかがか。

各委員：異議なし。

部会長：異議がないようなので、検討に当たっての基本的な考え方は、1、介護報酬の変更は行わない。2、従うべき基準は、基本的に変更しない。変更する場合は、介護報酬にかかわらない軽微な変更にとどめる。3、参酌すべき基準を重点的に検討するという基本的な考え方を前提に、再度意見を募るということで進めたいと思うがよろしいか。

各委員：異議なし。

副部会長：この考え方でいけば、検討項目案と矛盾するので、前回出た意見を別にすればいいのではないか。つまり、二段構えにして、まず1回目の意見募集で出た意見を提示し、さらに意見があるはずなので、改めて意見募集する。それに当たっては、この3条件を基本的な考え方として募る。具体的には検討項目案のようなことも考えられるが、その他意見があれば、追加的に意見がほしいと整理してお

けば矛盾はしないと思う。

部会長：要するに、検討項目案をこのまま出すのではないということか。職員の増員については当然、現行の基準を上回り、介護報酬に密接に関わる部分なので、こういう意見が出たという書き方でもいいのではないか。

副部会長：ここに従うべき基準は基本的に変更しないと書いて、この後に従うべき基準と書いたら、矛盾すると思う。意見募集の部分を別にすればいいというだけの話で、他にたたき台で出したものは、参酌すべき基準や、規定がないものであるの、その前にこの3条件があっても矛盾しない。

前回出た意見は、主な意見はこういうものがあったというものを別途出した方がいい。それによって、職員の夜間配置について意見が出たが、後を見れば、従うべき基準は基本的に変えないということがわかるという流れだと思う。

部会長：今言われたような整理でよろしいか。

各委員：異議なし。

部会長：表現を少し工夫して整理していただきたい。

委員：再度確認だが、2回目の意見募集で出た意見を、部会で個別に検討していくという理解でよろしいか。

部会長：そのとおりである。

事務局：次回は、その項目に対して、事務局案としての対応案を出すということで考えている。

部会長：約1,700事業所を対象に意見を吸い上げていくため、介護サービスを提供している事業者の考えもあるだろう。もちろん3条件はあるが、その上での意見を積極的に出していただいた上で、次回この部会で検討していくことになる。

それでは、以上で本日の議題は終了する。